

認証の一時停止について

2025年12月24日の判定委員会の結果、次の認証登録品の一部型式について、品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書第17条の要件により、認証を一時停止します。

併せて品質認証業務規則(JWWA-H106)の第28条に基づき公表します。

2025年12月24日

認証取得者	住所	認証登録番号	認証登録品の種類	認証登録品名・型式又は略号	事由
日本原料 株式会社	神奈川県川崎市川崎区東田町1-2	資H-3	水道用濾材	濾過砂利	定期工場調査時において、浸出性試験の一部項目（マンガン及びその化合物）が審査基準に適合しなかったため。